



町報

第124号

発行所 宮崎県門川町 門川町役場 電話①1140番

印刷所 宮崎県門川町 工藤印刷 電話①1143番

マイクロボス 入車!!

この急変する社会情勢の中で、より豊かで、より住みよい、生きがいのある町をつくりだすためには、いろいろの世代にあつた新しいものを研鑽し、求めていかなければなりません。

そこで、町では急速に移り変わる時代に対応する手段として、町民のみならずとも、おおいにこれらの問題について研究をいたして参りたいと考えまして、マイクロボスを購入いたしました。



- 五、農林漁業及び中小企業振興対策に対する視察研究
- 六、町行政振興に対する職員視察研究
- 七、学校教育、社会教育振興のための視察研究
- 八、非常時の救護対策等以上の事業につきましては、各担当課において計画されますのでご利用下さい

健康を管理しよう

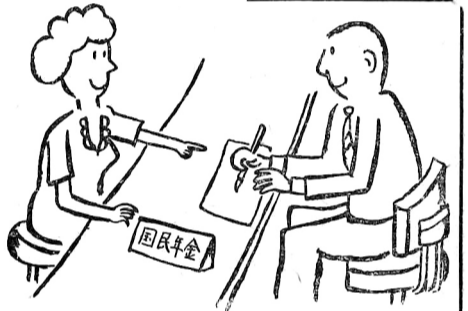
病気の早期発見 早期治療

疾病発生に伴う治療については、町内、日向、延岡を含めて医療機関に恵まれていることも幸いして、早期治療については各自の意識が高くなつており、治療にばい状態ですが、治療以前の、すなわち病気の予防発見については、まだまだ関心が薄いようです。

- 一、胃集団検診(年一回)
- 二、婦人検診(年一回)
- 三、乳児検診(春、秋)
- 四、各予防接種
- 五、結核検診
- 六、(一般住民レントゲン外)これら検診のうち結核検診の受診率は最も悪く、結核患者は人口の割には増大している現状にかんがみ病気の早期発見に努めましょう。



サラリーマンの奥さん 国民年金をどうぞ!!



普通サラリーマンのご家庭では、ご主人は勤め先で厚生年金や共済組合などの年金に加入していただいているので、奥さんには国民年金を加入していただく必要があります。

この年金額は、お金の価値が変わったとき国が責任をもち、それを見合うように引き上げるようになっていきました。

人畜被害を絶滅しよう

畜犬登録・狂犬病予防注射

最近、畜犬所有者のご協力によりまして、人畜被害は、逐次減少されているものと考えられますが、今後尚一層のご協力を得まして斯る人畜被害を絶滅すべく、本年も下記日程により登録及び予防注射の実施につき計画いたしておりますので、該当所有者は遅れなく登録及び注射をされますようお知らせ致します。

昭和46年度畜犬登録・狂犬病予防注射日程表

月	日	曜	場	所	時	間	対	象	部	落
5月24日	月		松瀬公民館	松瀬	10.00~10.30	松瀬				
				上井野	11.00~12.00	上井野				
				三ヶ瀬	13.00~14.00	三ヶ瀬				
				大内原	14.30~15.00	大内原				
5月26日	水		城屋敷	小松、小園、城屋敷	9.30~10.30	小松、小園、城屋敷				
				中山	11.00~11.30	中山				
				下納屋	13.00~14.00	旭町、尾末東、後向、中尾下納屋、上納屋1~3区				
5月27日	木		千田ノ木	五十鈴	9.00~9.30	五十鈴				
				南町	10.00~11.00	南町				
				栄町	13.00~15.00	東栄町、西栄町、栄ヶ丘竹				
5月28日	金		中村	中村	9.00~9.30	中村				
				加草	10.00~11.00	加草1~5区				
				庵川西	11.30~12.00	庵川西				
				庵川東	13.00~14.00	庵川東、牧山、谷の山				
			本町	14.30~15.30	本町、上の町					

計量器の定期検査について

計量器の定期検査について

取引または証明用に使用する計量器(はかり)は法律に基づいて検査を受けなければならないものとされています。

六月五日 九時~十二時まで (加草公民館) (西門川農協) 当日検査を受けられない事情があつた場合は、検査場又は門川町役場(経済課)まで届けてください。

定期検査を受けるには、手数料がいります。定期検査を受けるには、手数料は別表のとおりです。「別表」定期検査手数料一覧表

名称	能力	手数料(円)
天びん	1/5000をこえるもの	30
	1/5000以下	40
棒はかり	20kg以下	5
	50kg以下	10
	100kgをこえるもの	25
等比皿手動はかり	500g以下	20
	500gをこえるもの	30
皿手動はかり	5kg以下	40
	10kg以下	50
台手動はかり	100kg以下	70
	200kg以下	80
	500kg以下	120
指示はかり	10kg以下	5
	10kgをこえるもの	10
直線目盛以外の	20kg以下	30
	100kg以下	50
	200kg以下	60

献血!

おねがいします

最近御承知のとおり、交通事故等により血液の需要が非常に多くなり現在宮崎県及び日本赤十字社宮崎支部に於て、県下の輸血用保存血液、不足解消に懸命の努力を致しております。

町におきましてもこの人命にかかわる血液不足解消をはかるため町民の深いご理解と温い隣人愛のもとに毎年各職場を対象に採血を行つて来ましたが、これも限界があるため今年からは、各部落を対象として実施していきたく存じますので町民の皆様、御協力をよろしく御願致します。



電話 ①一〇四三番 門川町

列車の旅行プランは 門川駅へ

門川駅は、みなさま方の地元駅です。列車を利用して旅行されるときは必ず門川駅できつぷお買下下さい。

記

(1)座席指定券、特急券、寝台券などは、指定席が必要ですが、一週間前より発売されます。

(2)延岡駅または、日向駅など他駅から乗られるときのきつぷ急行券も発売されます。

(3)東京方面(片道の乗車キロ程が一、二〇一キロメートル以上)に行かれるときは往復きつぷを買われるときつぷの有効期間一箇月でかえりのきつぷは二割五分引となりたいへんお得です。

(4)グループ(四名以上)団体(十五名以上)で旅行される場合は、まもなく相談下されば、希望地、時間、金額などに応じた旅行プラン(旅館、船、飛行機なども含めた)を、おたてします。

飲酒運転追放モデル職域 門川町役場部会

去る四月二十六日発足

宣言
最近、加えつゝある交通事故の増加に
あつて最も非難されるべき飲酒運転は、いまだ
お跡を絶たず、多数の貴重な人命が失
われ、あるいは傷つてゐる現状である
われわれは、このような現実を直視し、
わたくしらは、このような現実を直視し、
ここに飲酒運転追放モデル職域門川町
役場部会を設立して、反社会的な飲酒
運転とわが役場内を永久に追放す
ることを宣言する

昭和四十六年四月二十六日
門川町役場部会

開設!! 巡回行政苦情相談所

宮崎行政監察局では、左記により巡回行政苦情相談所を開設いたします。
役所が行なつていないこと、お困りのことがありま
たら、何んでも遠慮なく申
出て下さい。

四十六年五月二十五日
午前十時から午後三時
まで
門川町役場
行政相談員 青石英一郎
相談は無料です。
申出人の秘密は厳守され
ますから、何んでも気軽に
相談して下さい。
皆さんが常日頃、役所が
行つていないことに不満、不
信を持つてゐること、また
は公務員の不正不当の処置
行き過ぎ、不親切、怠慢な
どにより迷惑をうけていまし
ることを相談して下さい

近時交通事故の増加は地
域社会、職場を問わず日を
追つて激増の一途を辿つて
います。
中でも飲酒運転による事
故の増加は憂慮すべき現状
に直面してゐる事に鑑み役
場では職員一人一人の自覚
により職場より飲酒運転
による交通事故を追放すべ
き交通安全週間の後期を
契機に「モデル職域門川町
役場部会」を設定し左記の
通り宣言し飲酒運転追放を
強力に推し進めることに
いたしました。
町民の方々は各區(部
落)各職場等に於ても追放
運動にご協力頂き本町より
飲酒運転による交通事故を
なくする為の一層のご協力
と運動の推進方よろしくお
願い申し上げます。

広く県民の間にスポーツ
を普及振興し、健康で明る
い県民を育成する趣旨のも
とに本年も県民体育大会が
来る五月二十三日から二
十五日までの三日間、延岡
市、日向市の両市を中心と
して開催されることになり
ました。
本町からも苦しい町予選
郡予選を勝ち抜いてきた野
球をはじめ、サッカークラ
ブ、ラグビークラブ、卓球
クラブ、バスケットクラブ
陸上部、剣道部の約六十数

スポーツの祭典 第二十五回県民体育大会 出場選手決まる!!

名の若人が東臼杵郡代表と
して参加することになつて
おります。
町民のみさんの暖かいご
声援よろしくおねがひいた
します。
尚、出場選手は次のとお
りです。

- #### サッカーの部
- 監督 河野 実
主将名 長渡 省三
選手名 今西 志郎
松本 新義
金丸 俊明
吉岡 裕幸
米良 信雄
若本 輝義
長谷川 義明
田中 昇
田川 明
鎌田 英俊
三樹 孝行
西谷 勝美
石谷 均
三原 由光
黒木 一幸
黒木 二郎
平野 直
佐藤 直
- #### ラグビーの部
- 幸崎健次郎
池田 功保
浜本 哲夫
黒田 美利
田 美利
宮原 重幸
河野洋一郎
平田 弘昭
倉石 宇和
道前 則生
米田 直躬
菊田 彦一
田詰 哲雄
甲斐 重隆
川口 健二
椎葉 恒男
黒田 憲一
松本 憲一
河野 真一
河野 保実
金丸 隆康
谷川 透
山下 伸一郎
竹田 直
小路 文喜
長岡 幸太郎

- #### バスケット
- ボールの部
山下 勲
山田 隆志
柳田 隆晴
谷口 春芳
松川 哲郎
渡辺 茂樹
横山 守
長岡 幸太郎
- #### 卓球の部
- 陸上の部
中城 広美
町川 幸一
請関 隆雄
安田 敏明
後藤 義則
長友 幸夫
黒木 嘉隆
黒木 和子
黒木 和子
堀川 富美子
- #### 剣道の部
- 篠塚 興一郎
藤田 泰広
岩切 義孝
- #### 軟式野球門川クラブ
- 監督 五島 健
主将名 宇都宮日出勝
選手名 黒木 繁
川崎 正勝
児玉 利貞
塩崎 勝一
郡 睦彦
中城 信徹
平野 和生
岩切 隆昭
矢山 勝生
金山 隆昭
塩崎 隆昭
原田 隆昭
後藤 隆昭
福光 隆昭
黒木 隆昭

香典返しお礼

加草 故 永田キチ殿
上納屋 故 姫野秋治殿
東栄町 故 河野充洋殿
旭町 故 林田仁美殿
三ヶ瀬 故 吉田ヨシ子殿
本町 故 長友 敏殿
右の方々には不幸にして
ご逝去なされ、喪主の方よ
り香典返しとして、金一封
を社会福祉事業にと、ご寄
贈いただきました。
ここに厚くお礼申し上げます
と共に、故人のご冥福を
心からお祈り申し上げます
尚使途につきましては、そ
の主旨にそいまして、社会
福祉事業に活用させて頂き
たいと存じます。

憲法記念日

五月三日は、日本国憲法
の施行を記念し、国の成長
を期する国民の祝日である
わが国の憲法は昭和二十
一年十一月三日に公布され
翌二十二年五月三日に施行
された。
この日から日本は主権在民
の国、平和の国に生まれ変
わること誓い、新しい希
望をもつて建設の第一歩を
ふみ出した。
また、この憲法記念日を
含む一週間(一日から七日
まで)を「憲法週間」とし
法務省および最高裁判所は
この機会に、法の支配の
重要性と裁判所の機能につ
いて、広く一般の関心を高
めることとしている。

薬剤は町にて半額助成

部落一斉清掃

五月二十日(二十一日)

例年に慣い、いよいよ雨
季を迎える時期となりまし
た。町民すべてが、清潔で
快適な生活を営むためには
日常生活を通じて、家庭、
地域社会の生活環境を清潔
で健康的なものとし、生活
の向上を図ることが目的と
あります。この趣旨のもと
衛生係

役場別館に変更

心配ごと相談所

ひろく住民の日常生活上
のあらゆる相談に、適
切な助言、援助を行い、そ
の福祉をはかることを行つ
つてまいりました。この趣
旨にそいまして、
下さい(なくとも結構です)
なお、当日相談に出て来ら
れない方も、後日相談内
容を詳しく書面または口頭
で申し出て下さい。
尚、毎週水曜日にはひら
いてあります心配ごと相談も
今週に限り同日同時にひら
きます。御利用下さい。
いつでも受けつけます。
宮崎市橋通東三丁目
宮崎行政監察局 一―二二
電話(宮崎二四一) 三三七〇番

戸籍の窓

出生おめでとう

子の氏名	父母の名	住所
吉田茂秀	勝士 東栄町	吉田茂秀
西 孝子	幸男 東栄町	西 孝子
甲斐 剛	龍男 五十鈴	甲斐 剛
大森 二郎	有二 加草	大森 二郎
山田 博	義信 庵川西	山田 博
米良 徳子	政美 城屋敷	米良 徳子
黒木 康二	光雄 後向	黒木 康二
吉田 光二	勝寛 西栄町	吉田 光二
奈須 正照	時寛 西栄町	奈須 正照
本田 通明	喜春 三ヶ瀬	本田 通明
山口 春一	宮市 五十鈴	山口 春一
請関 謙次	昭二 栄ヶ丘	請関 謙次
田端 淳一	武士 東栄町	田端 淳一
安田 千恵	寿生 城屋敷	安田 千恵
井川 かおり	邦人 中村	井川 かおり

ご結婚おめでとう

黒木 英明	中尾 東
橋原 久子	尾末 東
戸高 貴美子	庵川 東
吉本 加草	米木 今朝

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
右松三代松	85	西栄町
内山田 武	58	西栄町
米木今朝	90	西栄町

陸・海・空自衛官採用

常時受付中(毎月入隊)

自由に使える
小遣い
二五〇〇円だよ

自衛官
ステキ!!
ポイント
に♡

実賃四三〇〇円か?
衣食住一六〇〇円
初任給二五二〇円
りや悪く
ないぞ??

高千穂分駐所 TEL 4598
延岡出張所 TEL ② 2387
門川町役場 TEL ③ 1140

希望者は

たら、当局ではそれにつ
いて関係機関へ連絡、照会、
または調査を行い、正しい
取扱いはするようにつ
てお困りのことがありま
たら、何んでも遠慮なく申
出て下さい。

5月1日現在

世帯数	人口		計
	男	女	
3,964	7,404	8,124	15,528
(3,960)	(7,459)	(8,194)	(15,653)

()内は前月です

富高	長友	黒木	三島	長友	姫野	永田	金丸	牧野	河野	林田
72	72	88	72	76	84	88	59	26	67	42
南	本	庵川	南	本	上納	加草	加草	加草	加草	旭草
町	町	東	町	町	屋	山	山	山	山	町

憲法記念日

五月三日は、日本国憲法
の施行を記念し、国の成長
を期する国民の祝日である
わが国の憲法は昭和二十
一年十一月三日に公布され
翌二十二年五月三日に施行
された。
この日から日本は主権在民
の国、平和の国に生まれ変
わること誓い、新しい希
望をもつて建設の第一歩を
ふみ出した。
また、この憲法記念日を
含む一週間(一日から七日
まで)を「憲法週間」とし
法務省および最高裁判所は
この機会に、法の支配の
重要性と裁判所の機能につ
いて、広く一般の関心を高
めることとしている。